

# 旅館業法施行条例

昭和32年10月7日

条例第50号

改正 昭和45年10月5日条例第44号 昭和61年3月27日条例第9号  
平成15年3月24日条例第23号 平成22年3月18日条例第11号  
平成30年7月12日条例第36号 平成31年3月18日条例第9号  
令和5年3月20日条例第3号 令和5年10月16日条例第23号

県議会の議決を経た「旅館業施設の衛生措置の基準等に関する条例」をここに公布する。

## 旅館業法施行条例

題名改正〔平成15年条例23号〕

(趣旨)

**第1条** この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）及び旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成15年条例23号〕

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

**第2条** 政令第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 客室

ア 1客室ごとに、寝台を置く客室にあつては宿泊者が通常宿泊に用いることのできる部分の床面積（以下「宿泊床面積」という。）4.5平方メートル、寝台を置かない客室にあつては宿泊床面積3.3平方メートルにつき1人の割合で算出した人数以下の定員であること。

イ 専用の出入口が設けられていること。

(2) 浴室

ア 外部から見通すことができない構造であること。

イ 共同用のものにあつては、脱衣所が設けられていること。

ウ 清浄な湯又は水を供給できる設備が設けられていること。

エ 汚水を停滞することなく排水できる構造であること。

オ ろ過器を設置して浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）を循環させる場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(ア) ろ過器の1時間当たりのろ過能力は、当該ろ過器を使用する浴槽の容量以上であること。

(イ) ろ過器は、逆洗浄その他の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出することができる構造であること。

(ウ) ろ過器の前に集毛器が設けられていること。

(エ) 浴槽における原湯（浴槽の湯水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）及び原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）の注入口は、循環配管（湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。）に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。

- (オ) 循環してろ過された湯水が浴槽の底部に近い部分から補給される構造であること。
- (カ) 浴槽水がろ過器内に入る直前に浴槽水の消毒に用いる薬剤の注入口又は投入口が設けられていること。

カ 回収槽（浴槽からあふれた湯水を貯留する槽をいう。以下同じ。）を設置する場合にあつては、回収槽内の湯水を浴用に供する構造になつていないこと。ただし、回収槽の位置又は構造が内部の清掃を容易に行えるものとなつているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽内の湯水を消毒することができる設備が備えられている場合は、この限りでない。

キ 打たせ湯又はシャワーを設置する場合にあつては、原湯又は原水のみを用いる構造であること。

ク 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる装置（以下「気泡発生装置等」という。）を備える場合にあつては、空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。

ケ 屋外に浴槽を設置する場合にあつては、その浴槽水が配管等を通じて屋内の浴槽の浴槽水に混入しない構造であること。

### (3) 便所

ア 流水式の手洗設備が設けられていること。

イ 窓その他換気のための開口部には、防そ及び防虫の設備が設けられていること。

全部改正〔平成15年条例23号〕、一部改正〔平成22年条例11号・30年36号〕

（簡易宿所営業の施設の構造設備の基準）

**第3条** 政令第1条第2項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 客室は、1客室ごとに、宿泊床面積2.5平方メートルにつき1人の割合で算出した人数以下の定員であること。

(2) 階層式寝台を設置する場合は、寝台の幅は0.9メートル以上、長さは1.8メートル以上であること。

2 前項に定めるもののほか、簡易宿所営業の施設の構造設備の基準については、前条の規定（第1号に係る部分を除く。）を準用する。

追加〔平成15年条例23号〕、一部改正〔平成30年条例36号〕

（下宿営業の施設の構造設備の基準）

**第4条** 政令第1条第3項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 客室の床面積は、それぞれ7平方メートル以上であること。

(2) 客室は、1客室ごとに、宿泊床面積4.9平方メートルにつき1人の割合で算出した人数以下の定員であること。

2 前項に定めるもののほか、下宿営業の施設の構造設備の基準については、第2条の規定（第1号のイに係る部分を除く。）を準用する。

追加〔平成15年条例23号〕、一部改正〔平成30年条例36号〕

（施設の構造設備の基準の特例）

**第5条** 旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第5条第1項に掲げるもの（次項において「特例施設」という。）の客室は、第2条第1号のイ及び第3条第1項第1号の規定にかかわらず、1客室ごとに、宿泊床面積1.6平方メートルにつき1人の割合で算出した人数を上回らない人数を定員とすることができる。

2 特例施設については、土地の状況その他やむを得ない事由があり、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、第2条第1号のイ、同条第2号及び第3号（第3条第2項において準用する場合を含む。）並びに第3条第1項第2号に規定する基準によらないことができる。

追加〔平成15年条例23号〕、一部改正〔平成30年条例36号〕

（学校等に類する施設）

**第6条** 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による社会教育に関する施設その他の施設で学校又は児童福祉施設に類するものは、次に掲げる施設とする。

- (1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第5章に規定する公民館
- (2) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (3) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する指定施設
- (4) 地方公共団体が設置する青年の家、少年自然の家、勤労青少年ホーム及びスポーツ施設
- (5) 主として児童の利用に供し、又は多数の児童の利用に供するために設置された前各号に定める施設に準ずる施設で、知事が別に定めるもの

追加〔平成15年条例23号〕、一部改正〔令和5年条例3号・23号〕

（意見を求める者）

**第7条** 法第3条第4項（法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて意見を求める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 当該施設の設置者が国であるとき 当該施設の長
- (2) 当該施設の設置者が地方公共団体であるとき 当該施設を管理する教育委員会又は地方公共団体の長
- (3) 前2号に規定する施設以外の施設であつて当該施設に監督庁があるとき 当該監督庁
- (4) 前各号に該当しない施設であるとき 当該施設の所在する市町村の長

追加〔昭和45年条例44号〕、一部改正〔昭和61年条例9号・平成15年23号・令和5年23号〕

（換気等の衛生に必要な措置の基準）

**第8条** 法第4条第2項の規定による営業の施設について講ずべき換気等の衛生に必要な措置の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 客室は、直接外気に向かつて開放された窓又はこれに代わる装置を設けて、換気、採光及び防湿を図ること。
- (2) 客室の照明は、宿泊者の安全上及び衛生上必要な明るさを有すること。
- (3) 寝具類は、宿泊者の数に応じた数量以上の数量を備えること。
- (4) 寝具類は、常に清潔を保ち、敷布、えり布、まくら被い、寝衣等は、客ごとに洗濯したものを使用すること。
- (5) 客室、廊下等の適当な箇所にごみ入れを備え、かつ、その処理を完全にすること。
- (6) 客室、食堂、便所、浴室、洗面所等は、定期的に清掃し、常に清潔を保つこと。なお、宿泊者の入替えがあつた場合は、その都度清掃すること。
- (7) 浴室は、次に掲げる基準に適合すること。ただし、客室に設置され、宿泊者が浴槽水を入れ換えることのできる浴室については、ア（浴槽水に係る部分に限る。）、ウからキまで、ケ及びコは適用しない。

ア 水道水（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水をいう。）以外の水を使用した原湯、原水、上り用湯（洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。）及び上り用水（洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。）並びに浴槽水は、次に掲げるところにより規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。

（ア）規則で定めるところにより水質検査を行い、その結果を記録し、これを当該水質検査の日から3年間保存すること。

（イ）（ア）の規定による水質検査の結果、レジオネラ属菌について規則で定める基準に適合していないときは、遅滞なくその旨を知事に届け出ること。

イ 定期的に貯湯槽（原湯を貯留する槽をいう。）の生物膜（微生物の増殖等により形成される膜をいう。）の状況を監視し、その除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

ウ 浴槽は、毎日1回以上（ろ過器を使用する浴槽にあつては、毎週1回以上）完全に浴槽水を入れ換え、清掃すること。

エ 浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度について頻繁に測定を行い1リットル中0.2ミリグラム以上0.4ミリグラム以下に保つように管理するとともに、当該測定の結果を記録し、これを当該測定の日から3年間保存すること。ただし、原湯若しくは原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原湯若しくは原水の水素イオン濃度が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は塩素系薬剤以外の消毒方法を使用する場合であつてレジオネラ属菌が繁殖しないよう適切な衛生措置を行うものと知事が認めるときは、この限りでない。

オ ろ過器は、毎週1回以上、逆洗浄する等適切な方法によりごみ、汚泥等を排出するとともに、循環配管と併せて適切な方法で消毒すること。

カ 集毛器は、毎日清掃すること。

キ 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

ク 調整箱（洗い場の湯栓又はシャワーへ送る湯水の温度を調整するために設ける設備をいう。）は、定期的に清掃し、及び消毒すること。

ケ 回収槽内の湯水を浴用に供しないこと。ただし、回収槽内を頻繁に清掃し、及び消毒し、かつ、レジオネラ属菌が繁殖しないように湯水を塩素系薬剤等で消毒する場合は、この限りでない。

コ 気泡発生装置等は、連日使用している浴槽水を使用しないこと。

（8）敷地内及び施設内のねずみ及び衛生害虫の発生防止及び駆除に努めること。

2 旅館業を営む者は、前項の衛生措置が適切に講じられるように十分な数の従業者を置かなければならない。

一部改正〔昭和45年条例44号・平成15年23号・22年11号・30年36号・31年9号〕

（宿泊を拒否できる事由）

**第9条** 法第5条第4号の規定による宿泊を拒否できる事由は、次に掲げるとおりとする。

（1）会員制度の寮等であつて会員以外の宿泊申込があるとき。

（2）宗教関係の宿泊施設であつて信徒以外の宿泊申込があるとき。

一部改正〔昭和45年条例44号・平成15年23号・令和5年23号〕

（補則）

**第10条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

追加〔昭和45年条例44号〕、一部改正〔平成15年条例23号〕

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 旅館業法施行条例（昭和23年長野県条例第104号）は、廃止する。

附 則（昭和45年10月5日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年3月27日条例第9号）

この条例は、昭和61年6月24日から施行する。

附 則（平成15年3月24日条例第23号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月18日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により許可を受けて旅館業を営んでいる者がその際その営業の用に供している施設又は同項の許可を申請している者の当該申請に係る施設の構造設備でこの条例による改正後の旅館業法施行条例第2条第2号キからサまで（この条例による改正後の同条例第3条第2項及び第4条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、当該構造設備を変更するまでの間、当該構造設備に係る規定は適用しない。

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

- 3 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成30年7月12日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月18日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月20日条例第3号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月16日条例第23号）

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。